

国立公園管理計画について

1．目的等

地域の実情に即した国立公園管理業務の一層の徹底を図り、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図るため、国立公園ごと又は国立公園の地域ごとに管理計画を作成している。

2．作成主体

地方環境事務所長又は釧路、長野、那覇自然環境事務所長

3．管理計画の内容

管理計画には、概ね以下の内容が記載されている。

- (1) 国立公園又は管理計画区の概況
- (2) 管理の基本方針
- (3) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項
- (4) 適正な公園利用の推進に関する事項
- (5) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項
- (6) その他

4．閲覧場所

各管理計画書については、所管する地方環境事務所、自然環境事務所及び自然保護官事務所において閲覧できる。